

## 会費納入規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会定款第7条に基づき会員の会費納入についての必要事項を定めることを目的とする。

### (会費)

第2条 会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 年額 10,000 円

ただし、永年会員制度規程に基づき承認された永年会員は年額 3,000 円、会費減免制度規程により減免が適用される正会員は当該年度年額 5,000 円とする。

(2) 賛助会員 (A 会員) 年額 二口以上 (一口 10,000 円)

(3) 賛助会員 (B 会員) 年額 一口 (一口 10,000 円)

(4) 学生会員 年額 無料

### (納入期)

第3条 会費は、財務部へ納入するものとし、納入期限は当該年度の4月末日までとする。

2 新入会員は、入会手続きと同時に当該年度の会費を納入するものとする。

3 会費は年度毎に清算を行うものとして、退会、休会を希望する当該年度を含め、会員であった期間の会費納入を全て行った上で、退会、休会手続きを行うこととする。

### (会費の滞納)

第4条 会費の滞納が、正当な理由なく2年以上におよぶ会員は、会員資格を喪失する。

### (会費等の不返還)

第5条 一度納入された会費は、いかなる理由による場合も返還しないものとする。

2 日割り、月割りによる返還も行わないこととする。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2. 平成20年4月1日改定

3. 平成21年3月8日改定

4. 平成25年7月6日改定

5. 令和2年9月19日改定

6. 令和6年6月16日改定

7. 令和8年6月14日改定